京丹波町における太陽光発電施設等の適正な設置及び管理に関する条例

令和２年１２月１８日
条例第４５号

（目的）

第１条　この条例は、太陽光発電施設等が地球温暖化対策に資する一方で、生活環境、自然環境等に影響を及ぼすことに鑑み、太陽光発電施設等の適正な設置及び管理について基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業等と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と京丹波町の環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　太陽光発電施設　太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。ただし、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１号に規定する建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く。

（２）　系統用蓄電池　電力系統に直接接続する蓄電池をいう。

（３）　特定施設　次のいずれかに該当する施設をいう。

ア　発電出力の合計が１０キロワット以上の太陽光発電施設（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が１０キロワット以上となる場合を含む。）。ただし、建築基準法第２条第１号に規定する建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く。

イ　蓄電容量が２０キロワット時を超える系統用蓄電池

（４）　特定事業　特定施設を設置し発電又は蓄電を行う事業（当該施設の設置に伴う木竹の伐採又は切土、盛土、埋立て等の造成工事を含む。）をいう。

（５）　事業区域　特定事業の用に供する土地の区域をいう。

（６）　事業者　特定事業を行う者又は行おうとする者（契約により特定事業の実施を請け負う者を含む。）をいう。

（７）　土地所有者等　事業区域内に存する土地の所有者、占有者又は管理者をいう。

（８）　周辺住民等　次に掲げる者をいう。

ア　事業区域に隣接する土地（事業区域に隣接する土地が一般に公共の用に供される道路、河川及び法定外公共物に接するときは、当該道路、河川及び法定外公共物が仮にないものとした場合において、接することとなる土地が特定事業の影響を受けると認められる場

合はその土地を含む。以下同じ。）の所有者及び事業区域に隣接する土地に存する建築物の所有者及び居住者

イ　事業区域に隣接する土地を区域とする区等の住民自治組織

ウ　特定事業に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業その他の事業を営む者又はその組織する団体

エ　その他これらのものと同程度の影響を受けると町長が認めるもの

（町の責務）

第３条　町は、第１条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第４条　事業者は、事業区域の選定に当たっては、災害の防止、自然環境等の保全及び良好な景観の形成（以下「災害の防止等」という。）の観点から、必要な情報収集を行った上で十分な検討を行い、災害の防止等に影響を及ぼすおそれのある土地を事業区域に選定しないよう配慮しなければならない。

２　事業者は、特定事業の実施に当たっては、周辺住民等と良好な関係を築くよう努めるとともに、この条例及び関係法令を遵守し、災害の防止等のために必要な措置を講じなければならない。

３　事業者は、特定事業に関する苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に努めなければならない。

４　事業者は、計画的な積立て等の方法により費用を確保し、特定施設の適正な維持管理並びに事業終了後の適切な撤去及び処分を行わなければならない。

（土地所有者等の責務）

第５条　土地所有者等は、災害の防止等に影響を及ぼすおそれのある事業者に当該土地を使用させることのないよう努めなければならない。

２　土地所有者等は、当該土地を適正に管理しなければならない。

（町民の責務）

第６条　町民は、第１条の目的を達成するため、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

（事業禁止区域）

第７条　町長は、災害の防止等を図るため、次の各号に掲げる区域を特定事業の禁止区域（以下「事業禁止区域」という。）として定めるものとする。

（１）　砂防法（明治３０年法律第２９号）第２条の規定により指定された土地の区域

（２）　森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２５条第１項の規定により指定された保安林の区域

（３）　自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）第２条第３号に規定する国定公園の区域
（４）　地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域
（５）　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
（６）　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号。以下「土砂災害防止法」という。）第９条第１項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
２　事業者は、事業禁止区域において、特定事業を実施してはならない。ただし、前項第１号から第５号までに規定する法律の規定に基づき特定施設の設置が許可されている場合、及び同項第６号に規定する区域であって防災上明らかに支障がないと町長が判断した場合は、この限りでない。
（事業抑制区域）
第８条　町長は、災害の防止等を図るため、次の各号に掲げる区域を特定事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域（以下「事業抑制区域」という。）として定めるものとする。
（１）　土砂災害防止法第７条第１項の規定により指定された土砂災害警戒区域
（２）　急傾斜地（傾斜度が３０度以上である土地をいう。）がある区域等土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域
（３）　住宅に近接し住環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の区域
（４）　歴史的、文化的又は地形的な特色を有し、地域を象徴する優れた景観として保全する必要があると認められる区域
２　事業者は、事業抑制区域を事業区域に含めないよう努めなければならない。
（事前協議）
第９条　事業者は、第１１条第１項の規定による届出をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ特定事業に関する計画について町長と協議しなければならない。
２　町長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し必要な指導又は助言をすることができる。
（周辺住民等への事前説明等）
第１０条　事業者は、次条第１項の規定による届出をしようとするときは、当該事業区域の周辺住民等に対し、あらかじめ説明会又はその他の方法により特定事業に関する計画について説明しなければならない。

２　事業者は、特定事業について周辺住民等の理解を得るよう努めなければならない。
３　事業者は、第１項の規定による説明をしたときは、規則で定めるところにより、その結果を速やかに町長に報告しなければならない。
（届出）
第１１条　事業者は、特定事業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、特定施設の設置工事（木竹等の伐採又は切土、盛土、埋立て等の造成工事を含む。）（以下「設置工事」という。）に着手する日の３０日前までに特定施設の設置に関する計画（以下「事業計画」という。）を町長に届け出なければならない。
２　事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
（１）　事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）
（２）　設置工事の着手予定日及び完了予定日
（３）　事業区域の所在地、面積及び設置工事の完了時における土地の形状
（４）　特定施設を設置する位置、構造及び発電出力又は蓄電容量
（５）　特定施設の維持管理計画（特定施設の廃止後において行う措置を含む。）
（６）　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項及び町長が必要と認める事項
３　町長は、届出を受けた特定事業が他の地方公共団体の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する地方公共団体の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。
（施設基準）
第１２条　町長は、特定施設が地域との共生を図るために必要な特定施設の設置等に関する基準（以下「施設基準」という。）として、次に掲げる事項を規則で定めるものとする。
（１）　特定施設と事業区域内の環境の保全に関する事項
（２）　特定施設の設置に係る防災上の措置に関する事項
（３）　特定施設の安全性の確保に関する事項
（４）　特定施設の廃止後において行う措置に関する事項
（５）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
２　事業者は、前項の施設基準に従わなければならない。
（事業計画の変更）
第１３条　事業者は、第１１条第１項の規定により届出をした事業計画に定める事項を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ当該変更後の事業計画を町長に届け出なければならな

い。ただし、当該変更が事業者の氏名及び住所の変更である場合においては、当該変更後の事業者がこれをしなければならない。

２　第９条及び第１０条の規定は、前項の届出について準用する。

（工事の着手等の届出）

第１４条　事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

（１）　設置工事に着手するとき。

（２）　設置工事を中止するとき。

（３）　中止していた設置工事を再開するとき。

（４）　設置工事が完了したとき。

（事業者等に関する情報の掲示）

第１５条　事業者は、設置する特定施設の事業者等に関する情報を周辺住民等に周知するため、特定事業の開始から廃止までの間、当該情報を事業区域内の見やすい場所に掲示しなければならない。

（維持管理）

第１６条　事業者は、特定事業を実施する間、災害の防止等に支障が生じないよう、特定施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態に維持管理しなければならない。

（事業の廃止等）

第１７条　事業者は、特定施設を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、廃止しようとする日の３０日前までにその旨を町長に届け出なければならない。

２　事業者は、廃止後において行う解体、撤去その他の措置を適切に行うとともに、特定施設の廃止が完了したときは、規則で定めるところにより、その完了の日から起算して３０日以内に町長に届け出なければならない。

（事業者が所在不明となった場合等）

第１８条　土地所有者等は、事業者が所在不明となった場合又はその組織を解散した場合においては、当該土地所有者等が事業者と異なる者である場合に限り、事業者に代わり必要な措置を講じなければならない。

（報告又は資料の提出の要求）

第１９条　町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、特定事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入調査等）

第２０条　町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

２　前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
３　第１項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導、助言及び勧告）

第２１条　町長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。
２　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
（１）　事業者が第１１条第１項又は第１３条第１項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。
（２）　事業者が正当な理由なく第１１条第１項又は第１３条第１項の規定による届出をする前に設置工事に着手したとき。
（３）　事業者が第１４条の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。
（４）　事業者が第１７条第１項又は第２項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。
（５）　事業者が第１５条又は第１７条第２項に規定する措置を講じなかったとき。
（６）　事業者が特定施設及び事業区域内の適正な維持管理を怠り、事業区域外に被害を与え、又は周辺の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。
（７）　事業者が第１９条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は前条第１項の規定による立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
（８）　事業者が前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

（命令）

第２２条　町長は、事業者が第７条の規定に違反して特定事業を実施したとき、又は事業者が正当な理由なく前条第２項の規定による勧告に従わないときは、当該事業者に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（公表）

第２３条　町長は、前条の規定による命令を受けた事業者が、正当な理由なく命令に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所並びに当該命令の内容を公表することができる。
２　町長は、前項の規定による公表を行うときは、あらかじめ事業者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

（委任）
第２４条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置工事に着手した太陽光発電事業については、第９条から第１１条まで、第１２条第１項第１号及び第２号、第１４条並びに第２１条第２項第１号から第３号までの規定は適用しない。
３　施行日前に太陽光発電事業に着手した事業者が、施行日において有している太陽光発電事業に関する計画を第１１条第１項に規定する事業計画とみなし、この条例の規定を適用する。
４　施行日から起算して３０日を経過する日までの間における第１１条第１項の規定の適用については、同項中「太陽光発電施設の設置工事（木竹等の伐採又は切土、盛土、埋立て等の造成工事を含む。）（以下「設置工事」という。）に着手する日の３０日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

附　則（令和５年条例第２１号）

（施行期日）
１　この条例は、令和５年１０月１日から施行する。
（経過措置）
２　この条例の施行の日前に設置工事に着手した太陽光発電事業については、第７条及び第８条の規定は適用しない。

附　則（令和８年条例第２６号）

（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置工事に着手した特定事業（蓄電を行う事業に限る。）については、第７条から第１１条まで、第１２条第１項第１号及び第２号、第１４条及び第２１条第２項第１号から第３号までの規定は適用しない。
３　施行日前に特定事業（蓄電を行う事業に限る。）に着手した事業者が、施行日において有している特定事業（蓄電を行う事業に限る。）に関する計画を第１１条第１項に規定する事業計画とみなし、この条例の規定を適用する。
４　施行日から起算して３０日を経過する日までの間における特定事業（蓄電を行う事業に限る。）に対する第１１条第１項の規定の適用につ

いては、同項中「特定施設の設置工事（木竹等の伐採又は切土、盛土、埋立て等の造成工事を含む。）（以下「設置工事」という。）に着手する日の３０日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。